

(案)

史跡橘樹官衙遺跡群 第2期整備基本計画

令和8(2026)年 月

川崎市教育委員会



千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕から武蔵小杉（南東）方面を望む



史跡橘樹官衙遺跡群の一部に整備された橘樹歴史公園の復元倉庫（南西から）

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（以下「第2期整備基本計画」という。）である。
- 2 今回策定する第2期整備基本計画は、平成31（2019）年1月に策定した史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（以下「第1期整備基本計画」という。）の改定版である。
- 3 史跡橘樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡から構成される。千年伊勢山台遺跡は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠し、「千年+伊勢山台」から命名している。ただし、千年伊勢山台遺跡で橘樹郡家跡が発見される以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査は、「千年伊勢山台北遺跡」、「伊勢山台遺跡」、「伊勢山台東遺跡」、「千年蟻山遺跡」・「影向寺南遺跡」と各調査毎に異なる遺跡名称が付されているが、すでに報告書が刊行されているため、名称の変更は行っていない。

影向寺遺跡の遺跡名称についても、各調査毎に異なる遺跡名称が付され混乱をきたしていた経緯から、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」の中で、川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が遺跡の名称を「影向寺遺跡」に統一することを示し、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査とし、それ以降実施された調査を第2次から順番に調査次を付した（河合・伊東2008）。ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に市教委が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年の影向寺薬師堂保存修理工事に際し実施した薬師堂基壇部の確認調査については、すでに報告書が刊行されているため、これまでの名称を用いている。
- 4 千年伊勢山台遺跡においては古代武蔵国橘樹郡の役所跡が発見されているため、本遺跡のうち古代橘樹郡の役所である橘樹郡家が所在した時期の遺跡については特に「橘樹郡家跡」と呼称している。また、第1期整備基本計画では、橘樹官衙遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡から影向寺遺跡にかけて官衙関連施設が広範囲に広がっていることから、便宜上、字境等で、影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、伊勢山台・蟻山ゾーン、谷戸ゾーンと地区区分していたが、第2期整備基本計画では、概ね判明した橘樹郡家の主要施設の配置・構造等に基づき、東から正倉院ゾーン、郡庁ゾーン、館・厨家ゾーン、古代寺院ゾーンという地区区分に変更した。
- 5 第2期整備基本計画の策定については、市教委が主体となり実施した。
- 6 第2期整備基本計画の策定については、川崎市附属機関設置条例に基づき設置している「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下「調査整備委員会」という。）の指導・助言を受けるとともに、文化庁文化資源活用課・文化財第二課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の助言を受けた。
- 7 本書の執筆は、市教委事務局生涯学習部文化財課が行った。

目次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	4
第3節	計画の対象範囲	4
第4節	計画期間	5
第5節	委員会等における検討経過	5
第6節	上位関連計画と本計画との関係	7
第2章	史跡を取りまく環境	8
第1節	自然的環境	8
第2節	歴史的環境	9
第3節	社会的環境	11
第4節	史跡指定地の状況	14
第3章	史跡橘樹官衙遺跡群の概要	16
第1節	指定に至る経緯	16
第2節	指定の状況	16
第3節	橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果	19
第4節	遺跡群における保存整備状況	22
第4章	整備の方針と目標	25
第1節	基本方針	25
第2節	整備目標	25
第5章	整備の基本計画	26
第1節	地区区分と地区別整備計画	26
第2節	遺構に関する整備	32
第3節	動線に関する整備	33
第4節	地形造成に関する整備	34
第5節	修景及び植栽に関する整備	34
第6節	施設に関する整備	35
第7節	史跡の公開・活用	37
第8節	史跡の管理・運営	38

第6章	史跡整備計画	40
第1節	第1年次	40
第2節	第2年次	41
第3節	第3年次	41
第4節	第4年次	41
第5節	第5年次	42
第6節	第6年次	42
•	卷末資料	45
資料1	史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	46
資料2	史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	47